

緊急に追加の補正予算で議決

3月25日、議会は最終日、追加の補正予算で特別融資制度等が市から提案され議決しました。新型コロナウイルス感染症の影響による営業の悪化などに対し、資金面で支援するために特別融資制度を創設することやマスク等購入するためです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している中小企業者に対して経営の安定化のために運転資金を貸し出し、その保証料を全額補助するもの、また既存の振興資金及び特別融資の借り換えも可能とします。また補正額は3億6千6百万円です。当面利用件数を250件を予定しています。

【限度額】1000万円以内。
【要件】市のセーフティーネット保証(4号5号)の認定が必要。市内に住所及び事業所を有する業者。市税を完納。
【期間】10年以内(据置2年以内)
【利率】1・8%

【担保等】原則として無担保とする。原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。信用保証協会の保証付す。(保証料は市が全額補助)
【取扱期間】令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

【取り扱い金融機関、申し込み先】市内各金融機関

大谷市議は3月の代表質問で「特別融資制度の創設のため3月議会で補正予算を出すべきではないか」と質問。市長は「状況把握をして早急に何らかの対応策をつくる」と答弁していました。利用についてご意見をお寄せください。

補正予算の内容は、ほかにマスク5千枚、消毒液を購入する計画となっています。

新型コロナウイルス関連相談総合窓口

市役所2階201会議室 TEL22-8243

新型コロナウイルス感染症に関する相談の受付・各種支援施策に関する市民への総合案内窓口



新型コロナで収入の大幅減 生活支援制度の活用を

水道料金・下水道料金
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い離職や収入が減少したことにより、水道料金や下水道料金の支払いが困難な場合は、支払い猶予や分割納付等の相談に応じていますので上下水道局料金センターへ連絡してください。窓口0973-3(22)8220

国保税や市県民税・固定資産税等

次のような場合は徴収の猶

予制度があります。
①災害により財産に相当な損失が生じた場合(感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われ、備品や資産を破棄した場合等)②本人または家族が病気にかかりた場合は事業を廃止し、また休止した場合④事業に著しい損失を受けた場合です。

申請による換価の猶予制度
市税を一時に納付する」と
が出来ない場合、申請による
換価の猶予制度があります。
市役所税務課 窓口0973-3(22)82205
緊急小口資金特例貸付
日田市社会福祉協議会では失業された方で生活再建までの間の必要な生活費用の貸し付けを実施。貸付上限は月20万円(2人以上)月15万円(単身)貸付期間は原則3ヶ月。無利子で保証人不要。
据置1年、償還期限10年以内。
代表0973(24)7026

市が特別融資制度を創設